第174期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年6月25日(金)午前10時 (受付開始時刻:午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階ホール (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」を ご参照ください。)

昨年からお土産の配布を取りやめさせていただいて おります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

三次

第1/4期定時株3	E総会招集ご通知 1
株主総会参考書類	頁
議案および参考	等事項
第1号議案	剰余金の処分の件 3
第2号議案	定款一部変更の件4
第3号議案	取締役6名選任の件5
第4号議案	監査役1名選任の件11
添付書類 事業	美報告······ 12
連絲	計算書類38
計算	拿書類40
監査	
株主総会会場ごろ	ই 内図

澁澤倉庫株式会社

(証券コード:9304) 2021年6月3日

東京都江東区永代二丁目37番28号

澁澤倉庫株式会社

取締役社長 大隅 毅

第174期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第174期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態も発生しております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 2021年6月25日(金曜日)午前10時(受付開始時刻:午前9時)
- 2 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3 目的事項 報告事項 1. 第174期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第174期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

〈株主様へのお願い〉

- ・今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/) において、お知らせいたします。
- ・ソーシャルディスタンスを確保するなど会場における感染リスクを最小化する観点から、ご準備する株主席数は44席にとどまりますので予めご了承ください。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためにアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の 当社ウェブサイト (https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月24日 (木曜日) 午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月25日 (金曜日) 午前10時

(受付開始時刻:午前9時)

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元に努めてまいります。

第174期期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。	
配当財産の割当てに関する事項および その総額	当社普通株式 1 株につき 26円 といたしたく存じます。 この場合の配当総額は 395,320,900円 となります。 これにより、当社普通株式 1 株当たりの年間配当は、中間配当 (1 株につき26円)と合わせまして 52円 となります。	
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日といたしたく存じます。	

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的に一部追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変 更 案
第2条(目的)	第 2 条(目的)
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)~(7) <条文省略>	(1)~(7) <現行どおり>
(8) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の	(8) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の
包装、表示及び保管業	<u>製造、</u> 包装、表示及び保管業
(9)~(22) <条文省略>	(9)~(22) <現行どおり>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員は、任期満了となります。これに伴い、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	3	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	大隅	*##U	再任	取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌	180/180
2	柏原	治樹	再任	取締役副社長兼副社長執行役員、 管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コン プライアンス・内部統制担当	180/180
3	会合	のぶゅき	再任	取締役兼常務執行役員、 不動産営業部門管掌、 物流営業部門副担当	180/180
4	大橋	E C	新任	上級執行役員営業開発部長	_
5	松本	伸也	再任 社外	取締役	150/180
6	坪井	鈴兒	再任 社外	取締役	180/180

おおすみ

たけし

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当計入計

2012年 4月 執行役員管理本部総合企画部長

2013年 6月 上級執行役員管理本部総合企画部長

2014年10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長 2015年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌

2017年 6月 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌(現任)

取締役候補者とした理由

大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画部長として当社グループの 経営企画業務全般に携わり、2015年に取締役就任以来、物流営業部門全般を管掌し、2017年から社長を務めており、経営者とし ての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

かしはら

再任

治樹 [1953年2月17日生] 所有する当社株式の数:9,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年 4月 ㈱第一勧業銀行(現・㈱みずほ銀行)入行
- 2004年 4月 (株みずほ銀行執行役員丸之内支店長
- みずほ信用保証㈱代表取締役社長 2005年 6月
- 2008年 6月 当社ロジスティクス営業本部顧問
- 2008年10月 執行役員ロジスティクス営業本部本部長補佐営業開発担当
- 2009年 6月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長(東日本担当)兼開発営業担当
- 2010年 4月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長(国内担当)兼広域営業部長
- 2011年 7月 常務取締役上席執行役員管理本部長
- 2012年 6月 取締役兼常務執行役員管理本部長
- 2013年 6月 取締役兼常務執行役員管理本部長、コンプライアンス・内部統制担当
- 取締役兼常務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当 2014年 6月
- 取締役兼専務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当 2015年 6月
- 2017年 6月 取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
- 取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統 2018年 6月

制担当

2019年 6月 取締役副社長兼副社長執行役員、管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当(現任)

取締役候補者とした理由

柏原治樹氏は、金融機関の執行役員として支店長を経験し、子会社の信用保証会社の社長を務めたのち、2009年に当社取締役就任 以来、広域営業部長、管理本部長を経て、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制を担当し、2017年から副社長 を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といた しました。

含谷

伸之

再任

[1962年12月24日生] 所有する当社株式の数: 2,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 (㈱第一勧業銀行(現・㈱みずほ銀行)入行

2016年 4月 (㈱みずほ銀行執行役員銀座通支店長

2018年 4月 同行理事

2018年 6月 当社顧問

2018年 6月 上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐

2019年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当(現任)

取締役候補者とした理由

倉谷伸之氏は、金融機関の部長、執行役員支店長を歴任し、2018年から当社の上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐として、主に営業開発を担当。2019年に取締役就任以来、常務執行役員として不動産営業部門を管掌するほか、物流営業部門を担当しており、金融機関での豊富な経験と知識が当社の経営に活かされていることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

候補者番号

大橋

たけし

新任

正 [1964年5月10日生] 所有する当社株式の数: 2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2016年 9月 営業開発部長

2018年 6月 執行役員営業開発部長

2019年 6月 上級執行役員営業開発部長 (現任)

取締役候補者とした理由

大橋武氏は、倉庫および港湾運送事業の経験が深く、営業開発部長として新規事業の獲得や新たな業態の導入に力を発揮するなど、 豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役の候補者といたしました。

まつもと

しんや

再任

社外

独立役員

伸也 [1959年8月12日生] 所有する当社株式の数:600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)

1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所

丸の内総合法律事務所パートナー 1996年 7月

(㈱インプレス(現・㈱インプレスホールディングス)社外監査役(現任) 2001年 6月

2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員

2007年 6月 当社取締役(現任)

2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士(現任)

2013年 6月 大平洋金属㈱社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本伸也氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として多くの企業の法律 問題に携わっており、同氏が有するガバナンスおよびコンプライアンス等に関する高度な知見が、当社のより透明性・健全性の高 い経営体制の確立等に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特にガバナンスおよびコンプライ アンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うことを期待しております。

候補者番号

再任

社外

独立役員

希見 [1950年9月30日生] 所有する当社株式の数:600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 川崎汽船㈱入社

2004年 3月 同社電力炭グループ長

2006年 6月 ㈱リンコーコーポレーション取締役東京支社営業部長

2008年 6月 同社常務取締役東京支社長

2010年 6月 同社代表取締役社長

2015年 6月 同社特別顧問

2015年 6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坪井鈴兒氏は、物流会社の経営に長年携わっており、同氏が有する豊富な経験と見識が、当社の業務執行に対する監督等に活かさ れていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特に物流会社の経営で得た知識と経験を活かして、物流営業部 門を含む業務執行全般について監督、助言を行うことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、社外取締役の候補者であります。
 - なお、当社は松本伸也および坪井鈴兒の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。
 - 4. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で14年、坪井鈴兒氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終 結の時点で6年となります。
 - 5. 責任限定契約について

当社と松本伸也および坪井鈴兒の両氏との間では、責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第 1項の賠償責任を負うものとしております。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、 事業報告28頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることになります。 また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役川上芳夫氏は、辞任いたします。これに伴い、同氏の補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者工藤慎二氏は、監査役川上芳夫氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は 定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。





新任

[1957年2月27日生] 所有する当社株式の数:3.500株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社

2008年 4月 中国・九州支店長

2010年 4月 執行役員中国・九州支店長

2011年 7月 執行役員管理本部総務部長

2014年 6月 上級執行役員総務部長

2019年 4月 上級執行役員

2019年 6月 システム物流㈱代表取締役社長(現任)

監査役候補者とした理由

工藤慎二氏は、営業・管理両部門における幅広い勤務経験を有し、上級執行役員総務部長を経て、2019年6月から当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 工藤慎二氏は、システム物流㈱の代表取締役であり、同社は、当社の100%出資子会社(非連結、持分法非適用子会社)であります。 なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 工藤慎二氏は、2021年6月下旬開催予定のシステム物流㈱の定時株主総会終結の時をもって、同社の代表取締役社長を退任する予定です。
 - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、 事業報告28頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることになります。 また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響と、緊急事態宣言発出に伴う経済活動の抑制により、個人消費や設備投資が減少したほか、雇用環境が悪化するなど、厳しい状況で推移しました。

このような経済情勢にあって、物流業界では自動車を中心とした企業の生産や個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、回復のペースは緩やかなものに留まり、荷動きは低調に推移しました。また、不動産業界では都市部におけるオフィスビルの空室率は若干上昇し、賃料相場も僅かながら下落するなど、厳しい状況が続きました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら、物流事業においては、流通加工業務の拡充、消費財を中心とした新設拠点の稼働による取扱量の拡大に加え、業務の効率化や費用の削減に取り組み、収益性の向上をはかってまいりました。また、不動産事業においては、既存施設の計画的な保守および改良工事を実施し、現有資産の付加価値向上や安定的な収益基盤の維持に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、不動産事業が引き続き堅調に推移し、物流事業は、流通加工業務や飲料、自動車関連部品などの取扱数量が増加したことにより、倉庫業務が伸長したほか、航空貨物の取扱い増加があったものの、陸上運送業務で消費財を中心とした輸配送業務、フェリー輸送業務の取扱いが減少し、港湾運送業務で輸出入荷捌業務が低調に推移したことにより、前期比15億2百万円(2.2%)減の653億2千8百万円となり、営業利益は、同2億7千9百万円(7.2%)減の36億2千7百万円、経常利益は、同2億4千5百万円(5.9%)減の39億2千9百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比6千5百万円(2.3%)減の27億5千万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は578億1千4百万円(前期比0.9%減)、営業利益は33億6百万円(同10.2%減)、経常利益は35億7千2百万円(同7.7%減)、当期純利益は25億7千9百万円(同3.1%減)となりました。

営業収益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



※ 個別の数字は、当期純利益を記載しています。

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりでございます。

物流事業

営業収益 59.535百万円(前期比 2.5%減)

営業費用 57,009百万円 (前期比 2.1%減)

営業利益 2,525百万円(前期比 10.1%減)



≪倉庫業務≫寄託を受けた貨物の倉庫保管、庫入・庫出作業および付帯業務

営業収益 15,675百万円(前期営業収益 14,802百万円 前期比 5.9%増)

日用品などの流通加工業務が好調に推移し、新設拠点の稼働等に伴う飲料や自動車関連部品の保管や荷役の取扱いが増加。

≪港湾運送業務≫港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌業務

営業収益 5,954百万円 (前期営業収益 6,251百万円 前期比 4.8%減)

コンテナ不足による輸出入貨物の減少や、日用品、化学品の輸出入荷捌業務が減少。

≪陸上運送業務≫国内における貨物自動車運送業務および付帯業務

営業収益 30,682百万円 (前期営業収益 33,366百万円 前期比 8.0%減)

日用品、飲料、非鉄金属製品などの輸配送業務、フェリー輸送業務や引越業務が減少。

≪国際輸送業務≫国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務および付帯業務

営業収益 5,065百万円(前期営業収益 4,570百万円 前期比 10.8%増)

輸出入海上貨物や香港における海外現地法人の取扱いは減少したものの、輸出航空貨物の取扱いが増加。

≪その他の物流業務≫

営業収益 2,157百万円(前期営業収益 2,073百万円 前期比 4.1%増)

通運業務の取扱いが減少し、内航海運業務の終了はあったものの、物流施設賃貸業務が増加。

不動産事業 オフィスビル等の賃貸および不動産管理等の業務

営業収益 5,991百万円(前期比 1.9%増)

一部施設の不動産付帯収入が減少したものの、ビル管理業務や賃貸ビルの工事等の取扱いが増加。

営業費用 3.010百万円 (前期比 5.8%増)

営業利益 2,981百万円 (前期比 1.7%減)



(注) 「セグメント間の内部営業収益又は振替高」は△197百万円です。

営業収益のセグメント別構成比



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第171期 (2018年3月期)	第172期 (2019年3月期)	第173期 (2020年3月期)	第174期 (2021年3月期) 当連結会計年度
営業収益	(百万円)	63,286	64,604	66,831	65,328
経常利益	(百万円)	2,498	3,996	4,174	3,929
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,606	2,272	2,816	2,750
1株当たり当期純利益	(円)	105.63	149.44	185.24	180.90
総資産	(百万円)	96,657	98,099	98,994	104,397
純資産	(百万円)	42,944	43,319	44,512	48,251

⁽注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第171期の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第171期 (2018年3月期)	第172期 (2019年3月期)	第173期 (2020年3月期)	第174期 (2021年3月期) 当事業年度
営業収益	(百万円)	55,137	56,100	58,367	57,814
経常利益	(百万円)	3,155	3,605	3,871	3,572
当期純利益	(百万円)	2,393	2,111	2,661	2,579
1株当たり当期純利益	(円)	157.39	138.87	175.02	169.68
総資産	(百万円)	88,412	89,709	90,677	96,276
純資産	(百万円)	40,626	40,854	41,938	45,647

⁽注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第171期の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

^{2. 「『}税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を第172期の期首から適用しております。 なお、第171期についても、当該会計基準等を遡って適用しております。

^{2. 「『}税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第172期の期首から適用しております。 なお、第171期についても、当該会計基準等を遡って適用しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界経済が立ち直りの兆しを見せていることを背景に、緩やかな回復基調で推移するものと予想されますが、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが依然として不透明であり、企業の生産活動や個人消費の低迷が長引くなど、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような事業環境のもと、当社グループは、2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、2021年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2023」を策定し、2023年度において、連結営業収益730億円、連結営業利益45億円、連結経常利益47億円を達成することを目標に掲げました。この目標を達成すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 強みの明確化と競争力強化
- 2 採算性の向上
- 3 業域の拡大、アウトソーシングサービスの布石を打つ
- 4 不動産事業ポートフォリオの充実
- 5 ESGへの取組みの進化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備、人材育成の強化に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させていくほか、環境問題への取組みとして事業活動における環境負荷の低減に努めます。加えて、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家の皆様はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は34億3千3百万円(支払いベース)であります。
- ② 当連結会計年度におきましては、特筆すべき設備投資、重要な設備の除却または売却はありません。

(5) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は、当連結会計年度に運転資金として、金融機関より長期借入金57億円の調達を行ったほか、2021年6月に期日が到来するシンジケートローン60億円の返済に対応するため、新たに50億円のシンジケートローン契約を締結しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	主要な営業拠点
澁澤陸運(株)	東京都江東区	80百万円	100.0%	貨物自動車運送業 倉庫業	東京、神奈川、千葉、 埼玉、群馬、愛知、福井、 滋賀、大阪、兵庫、山口
大宮通運㈱	埼玉県さいたま市	45	79.7	貨物自動車運送業 倉庫業	埼玉
日正運輸㈱	東京都江東区	100	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道、新潟、東京、 大阪、兵庫、福岡、宮崎
北海澁澤物流㈱	北海道札幌市	90	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道
澁澤(香港)有限公司	香港	10百万HK\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	香港

⁽注) 1. 大宮通運㈱、北海澁澤物流㈱および澁澤(香港)有限公司における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。

- 2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計7社であります。
- 3. 2020年4月1日付で当社の連結子会社であった親和物流㈱は当社の連結子会社である澁澤陸運㈱に吸収合併されております。

(7) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地	
本社	東京都江東区	横浜支店	神奈川県横浜市	
広域営業部	東京都江東区	中部支店	愛知県小牧市	
営業開発部	東京都江東区	大阪支店	大阪府大阪市	
国際営業部	東京都江東区	神戸支店	兵庫県神戸市	
引越営業支店	東京都江戸川区	中国・九州支店	福岡県糟屋郡	
東京支店	東京都江東区	不動産部	東京都江東区	

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	1,064名(76名)	6名増(11名減)
不動産事業	28名 (-名)	-名 (-名)
計	1,092名(76名)	6名増(11名減)
全社(共通)	54名 (-名)	2名減 (-名)
合計	1,146名(76名)	4名増(11名減)

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
501名 (24名)	7名増 (8名増)	43歳6ヵ月	18年2ヵ月

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	13,000百万円
(株)みずほ銀行	4,440
㈱埼玉りそな銀行	3,138
㈱日本政策投資銀行	2,092
農林中央金庫	1,381
三井住友信託銀行㈱	1,190
㈱池田泉州銀行	732
㈱三菱UF J銀行	686

⁽注) シンジケートローンは、㈱みずほ銀行を主幹事とするその他28行によるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
- ② 発行済株式の総数
- ③ 単元株式数
- 4 株主数

48,000,000株

15,217,747株 (自己株式13,097株を含む)

100株

2,771名

⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,448,200株	9.5%
東京海上日動火災保険㈱	868,000	5.7
清水建設㈱	749,800	4.9
みずほ信託銀行㈱ 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 ㈱日本カストディ銀行	749,600	4.9
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	682,700	4.5
トーア再保険㈱	652,000	4.3
学帝京大学	422,600	2.8
中央不動産㈱	411,700	2.7
㈱埼玉りそな銀行	400,000	2.6
日本ゼオン㈱	334,000	2.2

⁽注) 1. 持株比率は、自己株式 (13,097株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

^{2.} 資産管理サービス信託銀行㈱、日本トラスティ・サービス信託銀行(㈱およびJTCホールディングス(㈱は、2020年7月27日付で合併し、 (㈱日本カストディ銀行となりました。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役会長	今井惠一	全社業務総攬
※ 取締役社長 ※ 兼社長執行役員	大隅 毅	物流営業部門管掌
※ 取締役副社長 ※ 兼副社長執行役員	柏原治樹	管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当
取締役 兼常務執行役員	倉谷伸之	不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当
取締役	松本伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士 ㈱インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属㈱ 社外取締役
取締役	坪井鈴兒	
常勤監査役	真鍋雅信	
 監査役	川上芳夫	
監査役	志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士 (㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役 東海運㈱ 社外監査役
 監査役	川村 融	
監査役	吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士 ㈱シー・エス・ランバー 社外監査役 伊勢化学工業㈱ 社外監査役

- (注) 1. ※印は、代表取締役であることを示しております。
 - 2. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、社外取締役であります。 なお、当社は取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役志々目昌史、川村融および吉田芳一の3氏は、社外監査役であります。 なお、当社は監査役志々目昌史、川村融および吉田芳一の3氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役吉田芳一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏ならびに監査役志々目昌史および吉田芳一の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収防衛策) | に規定する独立委員会委員であります。
 - 6. 2020年6月26日開催の第173期定時株主総会において、監査役吉田芳一氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 - 7. 2020年6月26日開催の第173期定時株主総会終結の時をもって、庄籠一允氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
 - 8. 監査役吉田芳一氏は、2021年3月26日付で伊勢化学工業㈱の社外監査役に就任いたしました。

(ご参考)

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

(2021年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	大橋弘幸	不動産営業部門副担当
上級執行役員	森 進	
上級執行役員	星 正俊	財経部長
上級執行役員	大橋 武	営業開発部長
上級執行役員	石井啓志	横浜支店長
上級執行役員	高橋伸一	物流営業部門管掌役員補佐
上級執行役員	平川仁司	大阪支店長
執行役員	門澤秀樹	営業管理部長
執行役員	菅野康弘	人事部長
執行役員	青野宣昭	情報システム部長
執行役員	大宮栄一	広域営業部長
執行役員	佐瀬正文	物流営業部門管掌役員補佐 中国事業担当
執行役員	浅原邦康	総合企画部長
執行役員	鈴木保志	東京支店長
執行役員	簱 浩志	総務部長

② 取締役および監査役の報酬等

(a) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、いずれも金銭報酬である固定報酬と業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されております。また、中長期的な業績と連動させるため、各役位に応じて設定された額以上の額を報酬から拠出のうえ、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は、在任期間中および退任後1年間は継続して保有することとしております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定しております。

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役の報酬の総額は「年額350百万円以内(使用人分給与を含まない)」とご承認いただいております。

当社は、取締役(執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。)、専務執行役員、常務執行役員および上級執行役員の報酬に年俸制を適用しており、その取扱基準を定めた年俸規程を制定しております。この年俸は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬に区分しており、基本報酬と業績連動報酬のいずれについても、各役員の役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定します。

また、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとし、その額は、前年の実績や同規模企業等の世間水準等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において決定しております。

- i. 固定報酬に関する方針
 - 取締役の固定報酬は、上記等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。
- ii. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、(ア)上記等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、(イ)年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社(または企業グループ)の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

- (i) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、担当領域の規模・責任や経営への影響度合いに 応じて、次の数値としております。
 - ・代表取締役および取締役(執行役員兼務を含む)・・親会社株主に帰属する当期純利益
 - ・営業部門の執行役員・・・・・・・・・・・・・・・・担当部門または担当部所の経常利益
 - ・営業管理および管理部門の執行役員・・・・・・・単体全社の経常利益

代表取締役および取締役(執行役員兼務を含む)については、グループ全体の経営に責任を持つことから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績目標の指標としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。

- (ii) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算(上半期期初予算+下半期修正予算)に対する実績数値(特殊要素加減後)の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。
- (iii) 取締役が営業部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数(支給係数)を算定する際に、取締役としての支給係数の30%、営業部門の執行役員としての支給係数の70%を合算

した値を、当該取締役の支給係数とします。

iii. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は5月開催のガバナンス委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催のガバナンス委員会において額を決定し、その翌月に支給します。

iv. 報酬等の決定の委任に関する事項

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記 i . ii . の方針に基づき、個人別の報酬等の額を決定する権限を持ちます。透明性・公平性を確保するため、委員の過半数および委員長を社外取締役としております。

委員長:松本伸也社外取締役

委員:坪井鈴兒社外取締役、大隅毅代表取締役社長(物流営業部門管堂)

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 -	Ĭ	報酬等の種類別の総額		
仅貝区刀	報酬寺の総額 -	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	役員の員数
取締役	159百万円	147百万円	12百万円	—	6名
(うち社外取締役)	(12百万円)	(12百万円)	(—)	(—)	(2名)
監査役	40	40	—	—	6
(うち社外監査役)	(16)	(16)	(—)	(—)	(4)
合計	200	187	12	—	12
(うち社外役員)	(29)	(29)	(—)	(—)	(6)

- (注) 監査役の員数および報酬等の額には、2020年6月26日開催の第173期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名分が含まれています。
- (c) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由ならびにその額の算定方法は上記

- (a) ii. に記載のとおりであり、当事業年度に係る業績連動報酬については、その目標とする指標として当事業年度に係る連結各社の税引前当期純利益の単純合計を使用しております。かかる指標の実績値は4,169百万円、業績連動報酬の算出に適用する実際の目標達成率(特殊要素を加減後)は、90.0%でありました。
- (d) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内(使用人分給与を含まない)」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。当該株主総会終結

時点における取締役の員数は11名、監査役の員数は5名です。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容のうち固定報酬については、昨年5月開催の取締役会において、代表取締役会長今井惠一(全社業務総攬)、代表取締役社長大隅毅(物流営業部門管掌)に対し、その決定を委任しており、その後、上記(a)の方針の決議前に両代表取締役により決定されております。両代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当についての評価を行うには、代表取締役の両名が適していると判断したことによるものです。また、両代表取締役による決定にあたっては、事前にガバナンス委員会に諮問し、その妥当性等について確認しております。業績連動報酬につきましては、本年4月開催の取締役会において、ガバナンス委員会に決定を委任し、本年5月開催のガバナンス委員会において決定しております。ガバナンス委員会に委任した理由は、業績連動報酬の決定に係る手続きおよびその内容の透明性・公平性を確保するためです。なお、ガバナンス委員会の構成員は上記(a)iv. に記載のとおりです。

(f) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記(a)の方針に沿うものであると判断した理由上記(e)に記載のとおり、固定報酬については、代表取締役会長今井惠一、代表取締役社長大隅毅が決定したものでありますが、これは上記(a)の方針を決議する前に決定していたものであります。両代表取締役は事前にガバナンス委員会に諮問のうえで決定しており、ガバナンス委員会は、上記(a)の方針の決議後に、あらためてその内容が実質的に上記(a)の方針に沿うものであることを確認しております。また、業績連動報酬については上記(a)の方針に基づいてガバナンス委員会において決定しております。以上のことから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が実質的に上記(a)の方針に沿うものであると判断しております。

③ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位および氏名	重要な兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士	特別の関係はありません。
取締役 松本伸也	㈱インプレスホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	大平洋金属㈱ 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役 志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
	(㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	東海運㈱ 社外監査役	サ別の関係はありません。
	吉田芳一税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。
監査役 吉田芳一	㈱シー・エス・ランバー 社外監査役	特別の関係はありません。
	伊勢化学工業㈱ 社外監査役	特別の関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松本伸也	当事業年度開催の取締役会18回のうち15回 (83.3%) に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から諮問された当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
取締役 坪井鈴兒	当事業年度開催の取締役会18回すべて(100.0%)に出席しております。主に、物流業界における知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から諮問された当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。特に物流会社の経営で得た知識と経験を活かして、物流営業部門を含む業務全般について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

会社における地位および氏名	出席状況および発言状況
監査役 志々目昌史	当事業年度開催の取締役会18回すべて(100.0%)に、監査役会14回すべて(100.0%)に
	出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の
	意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社
	の内部統制システム、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 川村 融	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回(88.9%)に、監査役会14回のうち13回(92.9%)に出席しております。主に、金融関係の知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の金融は完め済法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、
	会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、 当社の内部統制システム、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田芳一	当事業年度開催の取締役会14回すべて(100.0%)に、監査役会10回すべて(100.0%)に 出席しております。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の 意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社 の経理システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

⁽注) 監査役吉田芳一氏は、2020年6月26日開催の第173期定時株主総会において、新たに監査役に選任されているため、同日以降に開催された取締役会および監査役会の回数に対して出席率を算出しております。

(c) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

i. 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

ii. 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

④ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および常務執行役員、上級執行役員等の主要な業務執行者(以下「役員等」という。)であり、保険料については、取締役、監査役、常務執行役員、上級執行役員が10%を負担しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員等の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、②の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の概要

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認める場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含みます。)の規定によるものに限ります。)を受けております。

3 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の 適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」(取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制)を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社(以下「当社グループ」という。)の役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者(以下「役職員等」という。)が遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会(委員長:取締役社長)を設置し、コンプライアンスへの取組みを強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- (a) 「行動規範」の管理と改訂の立案
- (b) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- (c)法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- (d)法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- (e) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- (f) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- (g)活動状況、決議事項および問題点の経営執行会議および取締役会への報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として内部監査室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重 大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを 確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および 管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- (a) 「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化
- (b)取締役(社外取締役を除く)、上級執行役員以上の執行役員および監査役(社外監査役を除く)を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議
- (c) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
- (d) 経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (e)執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重します。

監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査役に報告するよう取り決め、 これを実施します。

- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (b) 毎月の経営状況に関する事項
- (c)内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (d) 重大な法令違反・定款違反
- (e) ヘルプラインによる通報状況および内容

(f) その他取締役および職員が重要と判断した事項

なお、当社の監査役へ報告を行った取締役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱い を受けることを禁止します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき 課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、 効率的な職務遂行をはかります。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査役の職務の 執行に必要でないと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとします。

⑨ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
- (b) 当社の取締役(社外取締役を除く)、上級執行役員以上の執行役員、監査役(社外監査役を除く)および連結子会社の取締役社長(海外を除く)は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
- (c) 当社子会社の取締役社長(ただし、海外子会社は上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐もしくは国際営業部長)は、関係会社報告会において、当社の取締役(社外取締役を除く)および監査役(社外監査役を除く)に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。
- (d) 海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長は、海外関係会社報告会において、当社の取締役(社外取締役を除く)および監査役(社外監査役を除く)に対し、業況について年2回報告するとともに、当面の課題について協議します。
- (e) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。
- (f) 当社グループの監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかっております。
- (g) 当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。

⑩ 反社会的勢力に対する対応方針

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

役職員等が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を適宜開催し、問題点の検討と解決策の討議を行い、重要事項を取締役会に報告いたしました。
- ・取締役会等の議事録、決裁書等その他業務執行に関する文書について、「文書規程」および「文書取扱要領」 に基づいて保存および管理しております。また、取締役および監査役が、当該文書を必要に応じて閲覧でき るようにしております。
- ・社内規程により重要事項の具体的判断基準を明確化しており、経営執行会議において重要事項を審議し、効率的な意思決定をはかっております。また、本年度は、前中期経営計画期間が終了したことに伴い、新中期経営計画を発表する予定ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、経営環境や事業環境が大きく変わる可能性があると判断し、新中期経営計画の公表を延期いたしました。そのような中で掲げた事業戦略について、経営執行会議および取締役会において、レビューを実施いたしました。
- ・監査役は、当社グループの役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議に 出席して意見を述べております。また、監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携しながら定期的に 会議を開催し、効果的な職務遂行をはかっております。監査役は、監査計画に基づき適切に監査を実施いた しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において「株式会社の支配に関する基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に 否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株 主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(ア)物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(イ)物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ)健全な財務体質、(エ)専門性を有する人材の育成と確保、(オ)取引先との信頼関係、および(カ)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するため、<u>中期経営計画を策定し、</u>将来の飛躍に向けた新しい取組みへの挑戦を通じて、収益力向上と成長力強化を果たし、特色ある物流企業としての地位を確固たるものにすることを目指しております。

2020年度は、前中期経営計画期間が終了したことに伴い、新中期経営計画を発表する予定ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、経営環境や事業環境が大きく変わる可能性があると判断し、新中期経営計画の公表を延期しております。そのような中、当社においては、(7)国内物流事業における消費財物流の拡充と高付加価値業務の拡大、(イ)海外物流事業における中長期の成長に向けた事業基盤の強化、(ウ)不動産事業における資産価値向上と収益基盤の強化、および(I)経営基盤の強化促進からなる事業戦略を掲げ、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(7)資本政策の基本的な方針、(4)政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ)役員候補者の指名と役員報酬の方針と手続き、(エ)社外役員の独立性判断基準、(オ)株主・投資家との建設的な対話に関する方針、(カ)企業年金の積立金の運用等を定めております。また、複数の社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2019年5月23日開催の取締役会および同年6月27日開催の当社第172期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を

毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様の意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様の意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元に努めてまいります。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本 政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大をはかってまいります。 当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の 決定機関については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨を当社定款に定めておりま す。

なお、今期の中間配当につきましては、取締役会において決議しており、同期末配当につきましては、株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議することとしております。

⁽注)本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(単位:百万円)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

ND ND	△笠
科目 	金額
資産の部	
流動資産	34,210
現金及び預金	17,291
受取手形及び取引先未収金	11,922
有価証券	3,000
立替金	1,450
その他	548
貸倒引当金	△2
固定資産	70,146
有形固定資産	(51,366)
建物及び構築物	31,325
機械装置及び運搬具	1,332
土地	17,858
リース資産	86
建設仮勘定	415
その他	348
無形固定資産	(1,353)
借地権	518
ソフトウェア	682
ソフトウェア仮勘定	89
その他	63
投資その他の資産	(17,426)
投資有価証券	15,483
長期貸付金	280
差入保証金	1,357
繰延税金資産	107
その他	229
貸倒引当金	△32
繰延資産	40
社債発行費	40
資産合計	104,397

科目	金額
負債の部	
流動負債	21,457
支払手形及び営業未払金	5,322
短期借入金	12,013
リース債務	31
未払法人税等	692
預り金	168
賞与引当金	633
その他	2,595
固定負債	34,688
社債	10,000
長期借入金	16,527
リース債務	61
長期預り金	4,699
繰延税金負債	967
退職給付に係る負債	2,431
負債合計	56,145
純資産の部	
株主資本	43,906
資本金	7,847
資本剰余金	6,355
利益剰余金	29,728
自己株式	△24
その他の包括利益累計額	3,999
その他有価証券評価差額金	4,687
為替換算調整勘定	△667
退職給付に係る調整累計額	△20
非支配株主持分	345
純資産合計	48,251
負債及び純資産合計	104,397

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

110	金額	
科目	内訳	合計
営業収益		65,328
営業原価		58,285
営業総利益		7,043
販売費及び一般管理費		3,416
営業利益		3,627
営業外収益		
受取利息及び配当金	427	
その他	149	576
営業外費用		
支払利息	135	
資金調達費用	41	
固定資産除却損	34	
持分法による投資損失	0	
その他	63	274
経常利益		3,929
特別利益		
投資有価証券売却益	170	170
特別損失		
	-	_
税金等調整前当期純利益		4,099
法人税、住民税及び事業税	1,280	
法人税等調整額	27	1,308
当期純利益		2,791
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		2,750

(単位:百万円)

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,916
現金及び預金	12,421
受取手形	1,518
取引先未収金	9,158
有価証券	3,000
貯蔵品	11
立替金	1,438
前払費用	342
その他	26
貸倒引当金	△1
固定資産	68,319
有形固定資産	(47,282)
建物	29,636
構築物	530
機械装置	232
車両運搬具	3
器具備品	310
土地	16,097
リース資産	67
建設仮勘定	404
無形固定資産	(1,321)
借地権	518
施設利用権	48
ソフトウェア	664
ソフトウェア仮勘定	89
投資その他の資産	(19,715)
投資有価証券	13,557
関係会社株式	3,864
出資金	0
関係会社出資金	117
長期貸付金	823
差入保証金	1,283
長期前払費用	10
その他	81
貸倒引当金	△23
繰延資産	40
社債発行費	40
資産合計	96,276

科目	金額
負債の部	
流動負債	17,409
営業未払金	5,005
短期借入金	9,100
リース債務	19
未払金	864
未払費用	287
未払法人税等	599
前受金	773
預り金	109
賞与引当金	476
その他	174
固定負債	33,219
社債	10,000
長期借入金	15,350
リース債務	54
長期預り金	4,633
退職給付引当金	2,059
繰延税金負債	1,121
負債合計	50,629
純資産の部 株主資本	41.000
体土貝本 資本金	41,090 7,847
資本剰余金	5,660
資本制赤並 資本準備金	5,660 5,660
利益剰余金	27,606
その他利益剰余金	27,606
圧縮記帳積立金	872
別途積立金	10.000
繰越利益剰余金	16,734
自己株式	△ 24
評価・換算差額等	4.557
その他有価証券評価差額金	4,557
純資産合計	45,647
負債及び純資産合計	96,276

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	金額	金額	
科目	内訳	合計	
営業収益			
保管料	8,256		
荷役料	6,765		
荷捌料	10,284		
陸上運送料	25,241		
物流施設賃貸料	1,706		
不動産賃貸料	5,450		
その他	110	57,814	
営業原価			
作業費	36,611		
賃借料	3,327		
人件費	2,400		
減価償却費	2,329		
その他	6,829	51,498	
営業総利益		6,315	
販売費及び一般管理費		3,009	
営業利益		3,306	
営業外収益			
受取利息及び配当金	396		
その他	95	492	
営業外費用			
支払利息	105		
資金調達費用	41		
固定資産除却損	31		
その他	48	226	
経常利益		3,572	
特別利益			
投資有価証券売却益	170	170	
特別損失			
	_		
税引前当期純利益		3,743	
法人税、住民税及び事業税	1,159		
法人税等調整額	4	1,163	
当期純利益		2,579	

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 北澄 和也 @

業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 上林 礼子 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に 表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務 執行 社員

公認会計士 北澄 和也 @

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 上林 礼子 📵

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第174期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に 係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第174期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

 常勤監査役
 真
 鍋
 雅
 信

 監
 査
 役
 川
 上
 芳
 夫

 監
 査
 役
 川
 村
 財
 融

 監
 査
 役
 吉
 田
 芳

(注) 監査役志々目昌史、川村融および吉田芳一の3氏は、社外監査役であります。

以上

メモ欄
> C Ibig

X	Ŧ	欄	

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館8階ホール

東京メトロ |東西線・日比谷線 |茅場町駅(8番出口直結)

交通 東京メトロ | 銀座線 | 日本橋駅 (B10出口より徒歩6分)

都営地下鉄 | 浅草線 | 日本橋駅 (D2出口より徒歩4分)







